

建築設計業務委託特記仕様書

I 業務概要

- 1 業務名称 (湯来地域における小中一貫教育校校舎新築工事に伴う基本・実施設計業務)
- 2 委託期間 契約締結の日から、令和9年3月26日まで
- 3 適用
本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載された特記事項については「○」印が付いたものを適用する。「○」印が付かない場合は、「※」印を適用する。
「○」印と「※」印が付いた場合は共に適用する。

4 計画施設概要

- (1) 施設名称 (湯来小中一貫教育校（仮称）)
- (2) 敷地の場所 (佐伯区湯来町大字白砂)
- (3) 施設用途 (小学校、中学校、児童館)
令和6年国土交通省告示第8号別添二第七号第1類とする。
- (4) 工事概要 (新築工事)
- (5) 設計内容
設計の対象となる種目は、次のとおりである。

区分	種目	種目概要
建築	棟1：校舎 棟2：駐輪場 棟3：ゴミ置き場 棟4：渡り廊下 棟5：体育倉庫兼部室	棟1：新築工事（敷地Aに整備） 棟2：新築工事（敷地Aに整備） 棟3：新築工事（敷地Aに整備） 棟4：新築工事（敷地Aに整備） 棟5：新築工事（敷地Bに整備） ※ガスを利用する場合はプロパン庫を整備
	外構工事	外構：駐車場、バス転回場、囲障、遊具、 ビオトープ・菜園等
電気設備	電気設備、昇降機設備	建築工事に伴う電気及び昇降機設備工事
機械設備	空調設備、衛生設備	建築工事に伴う空調及び衛生設備工事

5 設計と条件

- (1) 敷地の条件

ア 敷地の面積 (敷地A約7,690㎡、敷地B約1,200㎡)

イ 用途地域及び地区の指定 (準都市計画区域)
- (2) 施設の条件
【棟1（校舎）】

ア 施設の延べ面積(計画面積) (約6,200㎡)

イ 主要構造 (RC造)

ウ 耐震安全性の分類

(ア) 構造体 II類

(イ) 建築非構造部材 B類

(ウ) 建築設備 乙類

- ・ 建築士法による設備設計一級建築士または建築設備士
- ・ 資格要件は不要
- ・ 約款第 15 条の照査技術者の配置は、不要とする。

3 担当技術者

(1) 次の担当技術者の配置を必要とする。

- 建築（総合）
- 建築（構造）
- 電気設備
- 機械設備

注 1）担当技術者の分担業務分野毎の業務内容は次表による。

分担業務分野	業務内容
建築（総合）	建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造、設備、外構に関する設計を取りまとめる設計
建築（構造）	建築物の構造に関する設計
電気設備	建築物の電気設備及び昇降機などに関する設計
機械設備	建築物の給排水衛生設備及び空調換気設備などに関する設計

(2) ~~次の担当技術者は兼務できるものとする。~~

- ~~・ 建築（総合）及び建築（構造）~~
- ~~・ 電気設備及び機械設備~~

(3) ~~各担当技術者は次の技術者を兼務できるものとする。~~

- ~~・ 管理技術者~~

4 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

ア 基本設計

- 建築（総合）
- 建築（構造）
- 電気設備（昇降機を含む）
- 機械設備

イ 実施設計

- 建築（総合）
- 建築（構造）
- 電気設備（昇降機を含む）
- 機械設備

	業務内容の項目		業務の範囲
基本設計	(1) 設計条件等の整理	(i) 条件整理	○
		(ii) 設計条件の整理等の場合の協議	○
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	○
		(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打ち合わせ	○
	(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		○
	(4) 基本設計方針の策定	(i) 総合検討	○
		(ii) 基本設計方針の策定及び建築主への説明	○
	(5) 基本設計図書の作成		○
	(6) 概算工事費の検討		○
	(7) 基本設計内容の建築主への説明等		○
実施設計	(1) 要求等の確認	(i) 建築主の要求等の確認	○
		(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	○
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	○
		(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	○
	(3) 実施設計方針の策定	(i) 総合検討	○
		(ii) 実施設計のための基本事項の確定	○
		(iii) 実施設計方針の策定及び建築主への説明	○
	(4) 実施設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成	○
		(ii) 建築確認申請図書の作成	○
	(5) 概算工事費の検討		○
	(6) 実施設計内容の建築主への説明等		○
設計意図の伝達	(1) 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等		—
	(2) 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等		—

凡例 ○：対象業務、—：対象外業務

ウ その他（上記「ア 基本設計」及び「イ 実施設計」の過程で作成した資料を成果物として整理する。）

○総合仮設計画図の作成

概略工事工程表に対応した仮設計画図を作成する。

○工事費概算書の作成

「官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン」及び「概算工事費算出に当たっての留意事項」に基づき、概算工事費算出標準書式を用いて工事費概算書を作成し提出する。また、提出時期については、基本設計完了時及び実施設計時の令和8年8月末までとする。

(2) 追加業務の内容及び範囲

○建築積算業務 積算数量算出書（積算数量調書含む）の作成、単価作成資料の作成、見積収集、見積検討資料の作成

○電気設備積算業務 積算数量算出書（積算数量調書含む）の作成、単価作成資料の作成、見積収集、見積検討資料の作成

○機械設備積算業務 積算数量算出書（積算数量調書含む）の作成、単価作成資料の作成、見積収集、見積検討資料の作成

○透視図作成（基本設計完了時8枚及び実施設計完了時8枚の計16枚程度）

〔種類（彩色）、判の大きさ（A3）、枚数（16枚）、額の有無（有）、材質（アルミ枠）及び電子データ〕

（注）作成方法はCAD又はCGを基本とし、これらによらない場合は別途協議するものとする。

・模型製作

〔縮尺(1/300)、主要材料(アクリル板等)、ケースの有無(有)及び材質(アクリル板等)〕

・模型の写真撮影

〔カット枚数（4枚）、判の大きさ（サービスサイズ）及び白黒・カラーの別（カラー）〕

○計画通知手続き業務

○計画通知（建築基準関係規定（みなし規定を含む。）等に係る法令・条例に関する許認可等を含む。）に係る関係機関との打合せ、申請図書及び書類の作成、指摘事項への対応（質疑応答、書類の修正等）等に係る業務（申請手続及びこれに付随する詳細協議を除く。）

○構造計算適合性判定に関する手続き業務

○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）第13条第2項に規定する手続き業務

○建築物省エネ法第20条第2項に規定する手続き業務

・建築物における駐車施設の附置に関する条例に基づく設置届に関する手続き業務

・広島市水道給水条例第8条に規定する承諾に関する手続き業務

・広島市下水道条例第7条に規定する計画の適合確認に係る手続き業務

・中高層建築物の届出書の作成及び申請手続き業務（標識看板の作成、設置報告書等の届出）

・防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続き業務

・雨水流出抑制施設計画書の作成及び手続き業務

○景観法に基づく通知手続き業務（事前協議含む。）

・広島市都市デザインアドバイザー会議への対応

広島市都市デザインアドバイザー会議への出席及び計画の説明並びに資料作成等業務（概ね3回程度を見込む）

○広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例第22条に規定する建築物環境計画書の作成及び手続き業務（CASBEE 広島による評価業務を含む）

建築物環境配慮制度に基づき、当該計画書にはCASBEE 広島を用いた評価結果を記載する。

○広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例第29条に規定する緑化計画書の作成及び手続

き業務

- ・共同住宅等建築物におけるごみ収集施設設置要綱に基づく届出業務（届出書作成及び事前協議を含む）

○広島市公共施設福祉環境整備要綱に基づく事前協議

- ・リサイクル計画書の作成

○概略工事工程表の作成

建築工事適正工期算定プログラム（一般社団法人日本建設連合会）等を参考活用しながら適切工期を検討し、概略工事工程表を作成する。

- ・営繕事業広報ポスターの作成
- ・災害応急対策活動に必要な施設その他特別な性能、機能、設備等を有する官庁施設の設計等における特別な検討及び資料の作成（建築非構造部材の耐震安全性に関する特別な検討、特殊な設備機器を有する室の設計に係る特別な検討等）

○省エネルギー関係計算書の標準入力法による作成

- ・建築物の利用に関する説明書の作成
- ・住民説明等に必要な資料の作成（法令等に基づくものを除く。）
- ・鉄軌道事業者に対する近接施工に関する計画の説明及び資料作成業務
- ・総合的な環境保全性に関する検討・評価資料の作成
- ・設計内容の意図伝達計画書

工事監理業務の受注者等に対して、設計者として設計意図を伝達するために必要となる以下の内容に該当する施工図等を計画書としてとりまとめる。

ア 設計図書では、特定の資機材メーカー等の指定にならないように仕様や性能を明記されているため、工事受注者等が資機材メーカー等を決定した後に、納まり等の設計内容を確認する必要がある施工図等。

イ 意匠・構造等、設計上重要な内容で、施工の詳細が定まらなければ、設計意図の伝達を確認することができないような設計内容に関する施工図等。

ウ 調査職員が必要と判断し、指示した施工図等。

・アスベスト成形板等の分析

今回の設計に基づく改修又は解体工事において、吹付けアスベスト、アスベスト含有建材等がある場合には、調査職員と協議を行い、その指示により、サンプル採取、分析を行い報告書を作成する。

分析調査は、JIS A 1481-1（定性分析法）により実施することとし、含有が確認された場合は、調査職員と協議し、必要と認めた場合は、JIS A 1481-4 又は JIS A 1481-5（定量分析法）を実施すること。（調査費については、○検体分（分析対象：○○、○○）の試料採取・定性分析（交通費込み）を見込んでいる。調査部位は、調査職員と協議のこと。）

・アスベスト含有建材等の有無についての事前調査・検討

今回の設計に基づき改修又は解体する予定の部分について、アスベスト含有建材等の有無について前項及び過去の分析調査結果、現地及び過去の工事完成図等で調査を行い、事前調査報告書を作成すること。また、結果に合わせ、関係法令などに基づき、撤去及び解体手順、処理及び処分方法を検討（みなし含有にて対応するか追加分析調査を実施するか等の費用の比較検討を含む。）し、設計図や積算等に表現すること。

・アスベスト成形板等の図示

調査職員が指示する内容について、該当図にアスベスト含有建材の使用範囲を図示する。

・コスト縮減表の作成

実施設計時に、調査職員と協議し、実施設計段階でのコスト縮減事項を工事毎に検討し、調査職員が指示する書式にとりまとめる。

- ・外壁劣化調査業務

外壁劣化調査図面及び外壁劣化数量報告書を作成する。

- ・基礎の形状及び風圧力に対する構造検討

新設するフェンスの基礎について、風圧力、隣地状況等を考慮し、構造計算により安全性を示すこと。なお、フェンス新設により敷地が狭くなる範囲が極力少なくなるよう、基礎形状を検討すること。

- ・既存ブロック塀基礎(形状確認) 及び設備配管等状況の掘削調査（1 か所）

- ・増築等における既存部分の構造検討

- ・実験設備に係る検討

- ・内部雷保護設備に係る検討

- ・構内情報通信網設備に係る検討

- ・音声誘導設備に係る検討

- ・排水処理設備に係る検討

- ・雨水・排水再利用設備に係る検討

- ・蓄熱システムに係る検討

- ・国庫負担金申請等に必要な資料の作成

- 現地調査の実施（建築、構造、電気、機械）

設計方針の決定に必要な状況把握のため、現地調査を行い整理する。既存図面で不明瞭な点や既存図面と現状が異なる点等の調査を行い、図面精査及びその異なる点についての図面作成を行うこと。また、途中成果物提出時及び図面完成時には現地において作成図面と相違がないことの確認を行うこと。

- 関係機関との協議（宅地開発指導課（開発関連）、業務第二課（浄化槽関連）など）

- 太陽光発電設備に係る検討

- ZEB化への調査、分析、検討等

(1) ZEB (ready, nearly を含む) 導入に係る省エネルギー計画比較検討書の作成比較、検討方法については必ず調査職員と事前協議を行うこと。

(2) ZEBReady 実現に関する資料作成（基本設計時）

(3) 省エネルギー関係計算書の作成

(4) ZEB に関する工事の設計内容等の説明書作成

工事及び工事監理業務の受注者等に対して、設計者として設計内容、注意事項、変更時の対応等について伝達するために必要となる資料等を計画書としてとりまとめる。また、工事監理における追加的な業務の内容についても取りまとめる。

- BELS 申請手続き業務

- ・仮使用認定に係る関係諸官庁との事前協議、書類作成及び申請図書の作成

- 土壤汚染対策法に基づく手続き業務及び書類の作成

（注）計画通知申請手続きに伴う構造計算適合性判定若しくは建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料が発生する場合は、発注者が当該費用を負担する。そのため受注者は手数料の支払いを行わず、広島市長宛ての納付書の交付を受け、調査職員へ提出すること。ただし、計画変更等による再申請の場合には、別途協議するものとする。

- 開校準備会の対応

地域と意見交換する開校準備会において、会議の出席及び資料作成を行う。（基本設計時に2回程度を想定）

- 測量調査業務

末尾の「測量調査の内容（仕様）について」に基づき、敷地調査を行うこと。

5 業務の実施

(1) 一般事項

- ア 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等によって行う。
- イ 実施設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等によって行う。
特に I-5-(4) 設計と条件の資料を基に、経済設計となるよう十分に配慮すること。
- ウ 積算業務は、調査職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。
- エ 調査職員の指示により、「設計説明書」に記入のうえ、調査職員に提出する。
- オ 設計にあたっては、工事現場の生産性向上（省人化や工事日数短縮）に配慮する。

(2) 関連する別契約業務との調整

受注者は関連する別契約業務がある場合は、設計内容の調整及び確認を行うとともに、相互の業務に必要な図面又は資料（CADデータ等の電子データを含む）を、必要な時期に別契約業務の受注者に提供する。

(3) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、調査職員に提出する。

- ア 業務着手時
- イ 調査職員又は管理技術者が必要と認めた時
- ウ その他（ ）

(4) 適用基準等

特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものの設計時点における最新版とする。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。

なお、貸与品及び市販されているもの以外は国土交通省ホームページ又は広島市ホームページ等に掲載されている。

ア 共 通

- ①官庁施設の基本的性能基準
- ①官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン
- ①官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
 - ・官庁施設の総合耐震診断・改修基準
 - ・木造計画・設計基準
 - ・木造計画・設計基準の資料
- ①官庁施設の環境保全性基準
- ①官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- ①官庁施設の防犯に関する基準
- ①建築設計基準
- ①建築設計基準の資料
- ①公共建築工事積算基準
- ①公共建築工事共通費積算基準
- ①公共建築工事標準単価積算基準
- ①公共建築工事積算基準等資料
- ①営繕工事積算チェックマニュアル
 - ・官庁営繕事業における BIM モデルの作成及び利用に関するガイドライン
 - ・BIM 適用事業における成果品作成の手引き（案）
 - ・公共住宅建設工事共通仕様書
 - ・部品及び機器の品質・性能基準（公共住宅建設工事共通仕様書別冊）
 - ・建築物解体工事共通仕様書
 - ・各音環境設計基準（日本建築学会）
- ①建築物移動等円滑化基準

- 建築物移動等円滑化誘導基準
 - ・都市公園移動等円滑化基準
- 福祉のまちづくり整備マニュアル（広島県土木建築局）
- 広島市公共施設福祉環境整備要綱（広島市健康福祉局）
- 排水設備の手引き（広島市下水道局）
- 給排水衛生設備基準・同解説（（公社）空気調和・衛生工学会）
 - ・広島市雨水流出抑制に関する指導要綱
- 広島市有建築物の耐震性向上対策ガイドライン（広島市都市整備局） ○貸与可
 - ・都市部鉄道構造物の近接施工対策マニュアル（（公財）鉄道総合技術研究所）
- 広島市公共工事新技術・新工法活用実施要領（広島市都市整備局） ○貸与可
- 広島市電子納品の手引（広島市都市整備局）
- 市有建築物省エネ仕様（広島市都市整備局）

イ 建 築

- 建築工事設計図書作成基準
- 建築工事設計図書作成基準の資料
- 敷地調査共通仕様書
- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
 - ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
 - ・公共建築木造工事標準仕様書
- 建築構造設計基準
- 建築構造設計基準の資料
- 建築工事標準詳細図
 - ・土木工事設計標準図（広島市都市整備局）
- 構内舗装・排水設計基準
- 構内舗装・排水設計基準の資料
- 各構造計算規準（日本建築学会）
 - ・外壁調査及び報告書作成要領（広島市都市整備局） ○貸与可
 - ・広島市営繕課標準図 ○貸与可

ウ 建築積算

- 公共建築数量積算基準
- 公共建築工事共通費積算基準
- 公共建築工事内訳書標準書式
- 建築工事内訳書作成要領（建築工事編）
- 公共建築見積標準書式（建築工事編）
- 営繕積算システム等開発利用協議会歩掛り
 - ・公共建築工事積算研究会参考歩掛り
 - ・公共建築改修工事の積算マニュアル
- 建築工事積算マニュアル（広島市） ○貸与可

エ 設 備

- 建築設備計画基準
- 建築設備設計基準
- 建築設備工事設計図書作成基準
- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）

- 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
 - ・雨水利用・排水再利用設備計画基準
- 建築設備耐震設計・施工指針（（一財）日本建築センター）（市販）
- 建築設備設計計算書作成の手引（（一社）公共建築協会）（市販）
- 空気調和システムのライフサイクルエネルギーマネジメントガイドライン
- 業務用ガス機器の設置基準及び実務指針（経済産業省）
- ガス機器の設置基準及び実務指針（経済産業省）
- 電気設備工事標準図（広島市都市整備局）
- 機械設備工事機材標準図（広島市都市整備局）
- 給水装置等の設計施工事務取扱要綱（広島市水道局）

オ 設備積算

- 公共建築設備数量積算基準
- 公共建築設備工事内訳書標準書式
- 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）
- 機械設備工事積算マニュアル（広島市） ○貸与可
- 電気設備工事積算マニュアル（広島市） ○貸与可
- 建築工事見積書作成要領（設備工事編）
- 公共建築工事積算研究会参考歩掛

(5) 資料の貸与及び返却

貸 与 品 等	摘 要
※適用基準等のうち、・貸与可に○印の付いたもの ○地質調査報告書（別業務の業務完了後（令和7年度末を予定）） ○井戸調査報告書（別業務の業務完了後） ・既存建築物図面 （Jw_cadデータ又は画像TIFデータ） ○営繕積算システム単価・名称データ ○特記仕様書（広島市最新版） ・既存施設の鍵 ・	

(6) 業務実績情報の登録

・要

受注者は、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に「業務カルテ」を登録する。なお、登録に先立ち、登録内容について、調査職員の承諾を受ける。また、業務完了検査時には、登録されることを証明する資料として、調査職員の確認を受けた「業務カルテ仮登録」を検査職員に提出し確認を受け、業務完了後に速やかに登録を行う。

※不要

(7) 設計V E

- ・本業務は、設計V E対象とする。

施設の機能向上及びコスト縮減により最適な価値を確保するため設計V Eを実施する。

なお、V E審査用の説明資料等の提出期日については、調査職員が指示するので、これを厳守すること。また、このV E審査の結果については、基本設計に十分反映するものとする。

※本業務は、設計V E対象としない。

(8) 電子納品（~~基本設計業務は対象外とする。~~）

※本業務は、電子納品対象とする。

ア 電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の成果品を電子データで納品する

ことをいう。ここでいう電子データとは、「広島市電子納品の手引」（以下「手引」という。）に基づいて作成したものを指す。

イ 業務の着手前に必ず調査職員と電子納品について事前協議を行うこと。

ウ 電子納品の対象書類等は事前協議で決定する。なお、手引において定める図面のデータ形式は「SXF」を「JWW」と読み替える。

エ 成果品は、手引に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R を原則とする）で2部提出する。

オ 電子媒体提出の際には、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策ソフトによるチェックを実施したうえで提出すること。

カ 成果品として提出された電子データは、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図及び当該施設の完成図などの作成に使用する等、広島市委託契約約款（建築設計業務用）の規定の範囲内で利用することがある。

・本業務は、電子納品対象としない。

(9) 新技術・新工法

○本業務は、新技術・新工法の検討対象とする。

ア 基本設計時

本業務の実施に当っては、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、新技術・新工法の採用について検討を行うこと。

採用に係る評価基準は、調査職員から別途指示を受けること。

イ 実施設計時（基本設計で検討している場合）

本業務の実施に当っては、基本設計で提案された新技術・新工法について、照査、現場での適合性及び活用効果の再確認を行うこと。

当該技術・工法について、構造計算等による安全の確認が必要な場合は、適切に行うこと。

基本設計で提案された新技術・新工法が、不適切と判断された場合は、改めて新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、新技術・新工法と従来工法の比較検討を行うこと。

採用に係る評価基準は、調査職員から別途指示を受けること。

~~ウ 実施設計時（基本設計がない場合又は基本設計で検討していない場合）~~

~~本業務の実施に当っては、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、新技術・新工法の採用について検討を行うこと。~~

~~採用に係る評価基準は、調査職員から別途指示を受けること。~~

※本業務は、新技術・新工法の検討対象としない。

(10) 市有建築物省エネ仕様

※本業務は、市有建築物省エネ仕様の検討対象とする。

ア 基本設計時

省エネ導入項目について、概算費用及び省エネ効果等による採用の検討並びに緑化制度への適合の確認を行うこと。また、CASBEE 広島を利用した検討を行うこと。なお、採用に係る基準等は、調査職員から別途指示を受けること。

イ 実施設計時（基本設計で検討している場合）

基本設計で提案された省エネ導入項目について、概算費用及び省エネ効果等並びに緑化制度への適合の再確認を行うこと。また、CASBEE 広島を利用した再確認を行うこと。

ウ 実施設計時（基本設計がない場合）

省エネ導入項目について、概算費用及び省エネ効果等による採用の検討並びに緑化制度への適合の確認を行うこと。また、CASBEE 広島を利用した検討を行うこと。なお、採用に係る基準等は、調査職員から別途指示を受けること。

・本業務は、市有建築物省エネ仕様の検討対象としない。

(11) 業務計画書

業務計画書には、次の内容を記載する。なお、下記ア～オにおいては、各技術者を配置する場合等に記載することとし、プロポーザル方式又は総合評価落札方式による手続きを経て業務を受注した場合及び管理技術者通知書等に記載があり、その内容に変更がなければ省略できる。

ア 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格

イ 担当技術者の分担業務分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格

ウ 受任（下請負）事務所（受任者（下請負者）のうち、分担業務分野の担当技術者が所属する事務所をいう。以下同じ。）の名称、代表者名、所在地、分担業務分野、委任（下請負）の理由及び具体的内容。

ただし、主たる分担業務分野（総合・構造分野のうち、積算に関する業務を除く業務。）を再委託しないこと。

エ 追加する分担業務分野、具体的な業務内容、追加する理由及び主任担当技術者又は担当技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格

オ 業務工程表

カ 業務実施体制

キ その他、調査職員が必要に応じて指定する事項

（注1）プロポーザル方式により業務を受注した場合の業務履行

受注者は、プロポーザル方式により設計業務を受託した場合には、技術提案書により提案された業務実施体制により当該業務を履行する。

また、環境配慮型プロポーザル方式の適用業務の場合は、設計成果について、総合的な環境保全性能及び生涯二酸化炭素排出量（LCC02）の評価を行うこと。

（注2）総合評価落札方式により業務を受注した場合の業務履行

受注者は、総合評価落札方式により設計業務を受託した場合には、技術提案書により提案について、原則として業務計画書に記載しなければならない。

6 成果物、提出部数等

(1) 基本設計

成 果 物	原 図	複製版	製本形態等(特記以外は複製版A3判二つ折り)
ア 建築（総合） ① 建築（総合）基本設計図書 計画説明書 仕様概要表 仕上概要表 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図（各階） 断面図 立面図（各面） ② 工事費概算書 ③ 仮設計画概要書 ・	各 1 部 各 1 部 各 1 部	4 部 4 部 4 部	A 4 判 A 4 判 A 4 判
イ 建築（構造） ① 建築（構造）基本設計図書 構造計画説明書 構造設計概要書 ② 工事費概算書 ・	各 1 部 各 1 部	4 部 4 部	A 4 判 A 4 判
ウ 電気設備 ① 電力設備計画概要書 ② 通信設備計画概要書 ③ 昇降機設備計画概要書 ④ 仕様概要書 ⑤ 工事費概算書 ・	各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部	4 部 4 部 4 部 4 部 4 部	A 4 判 A 4 判 A 4 判 A 4 判 A 4 判
エ 機械設備 ① 空気調和設備計画概要書 ② 給排水衛生設備計画概要書 ③ 仕様概要書 ④ 工事費概算書 ・	各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部	4 部 4 部 4 部 4 部	A 4 判 A 4 判 A 4 判 A 4 判
オ その他 ・ 日影図 ① 透視図 ・ 模型 ・ 模型の写真 ・ リサイクル計画書 ② 福祉環境整備協議書 ③ 基本設計説明書 (設計主旨及び計画概要等を含む。)	各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部	4 部 部 4 部 4 部	A 4 判 A 4 判

○ Z E B化への調査、分析、検討等資料	一 式	4 部	
○ 太陽光発電システムに係る検討	一 式	4 部	
○ 現地写真	一 式	4 部	
○ 概略工事工程表	各 1 部	4 部	
○ 関係法令整理表	一 式	4 部	
○ 測量調査報告書	一 式	4 部	

成 果 物	原 図	複製版	製本形態等(特記以外は複製版A3判二つ折り)
カ 資 料 ○ 各種技術資料 ○ 各記録書 ・	一 式 一 式	4 部 4 部	

- (注) 1. 建築（構造）の成果物は、建築（総合）基本設計の成果物の中に含めることができる。
ただし、構造計算書は合本不可とする。
2. 電気設備及び機械設備の成果物は、建築（総合）基本設計の成果物の中に含めることができる。
3. 建築（総合）設計図は、適宜、追加してもよい。
4. 成果物のとりまとめ方法は、調査職員の指示による。
5. 基本設計に係る成果物の提出時期は、令和7年度中に調査職員へ提出すること。

本的な考え方・注意事項（チェックリスト）			
----------------------	--	--	--

[illegible]

[illegible]

[illegible]

(注) 1. 建築（構造）の成果物は、建築（総合）実施設計の成果物の中にも含めることもできる。
(構造計算書は合本不可とする。)

2. 積算数量調書、単価資料等の作成は、営繕積算システム RIBC2 ((一財)建築コスト管理システム研究所)「内訳書数量入力システム LITE」又は「内訳書作成システム」による。
3. 見積り検討資料のデータは営繕積算システム RIBC2 に取り込めるようにすること。
4. 設計図は、適宜、追加してもよい。
5. 成果物のとりまとめ方法は、調査職員の指示による。
6. BIMモデルを成果品として提出する場合は「BIM適用事業における成果品作成の手引き(案)」による。
7. 見積りは3社以上の製造業者又は専門工事業者から見積もること。

(3) 設計原図の作成等

ア 作成

- (ア) 設計原図の作成形式 ※JWW ・DWG ・DXF
(イ) 設計原図の大きさ ・A 1 判 ※A 2 判 ・A 3 判

イ 提出

- (ア) 設計原図の材質 ・トレーシングペーパー ※上質紙

- (イ) 設計原図の大きさ ・ A 1 判 ・ A 2 判 ※ A 3 判
(ウ) 提出部数 ※原図 1 部

（注）電子納品の際は、【.JWW】及びA3サイズのPDFデータ（解像度300～400dpi程度）で提出する。容量は、1ファイルあたり10MB以内とする。10MBを超える場合は、提出方法を調査職員と協議すること。

7 積算根拠（基準・単価）

- (1) 本業務委託料の積算は、「官庁施設の設計業務等積算基準（令和6年改定）」及び「官庁施設の設計業務等積算要領（令和6年改定）」（いずれも国土交通省大臣官房官庁営繕部）を準用している。
- (2) 令和7年4月の単価により委託料を算出している。
- (3) 令和7年3月の労務単価により委託料を算出している。

8 注意事項

- (1) 現地にて、既存図面で不明瞭な点や現況との整合性を調査してから設計を行うこと。また、図面完成時には現地において作成図面と相違がないことの最終確認を行うこと。
- (2) 施設の特殊性・機能性・安全性・施工性について十分な調査・検討の上、調査職員と打合せを行って業務を行うこと。
- (3) 実施設計図面は、委託期間末日の建築（総合・構造）設計図90日前まで、電気設備設計図60日前まで、空気調和・給排水設備設計図60日前まで、積算は30日前（閉庁日の前は翌日）までに提出し、調査職員の確認を受けること。
- (4) 委託期間は、業務の完了を確認する検査期間の10日間を含むものとする。
- (5) 受注者は、業務遂行上、内容等に疑義が生じた場合は、速やかに質疑書を提出し、指示を受けなければならない。
- (6) 受注者は、調査職員及びその他関係者に対して綿密な連絡を取り、業務の円滑な進捗を期さなければならない。
- (7) 受注者は、打ち合わせ事項を、業務打合せ記録簿に記録し、その都度提出しなければならない。
- (8) 各調査においては、調査職員と打合せを行ったうえで、書面にて調査方法及び報告書作成方法を明示すること。

9 特記事項

- (1) 広島市委託契約約款（建設コンサルタント業務等）（以下、「約款」という。）の損害賠償に対しては「賠償責任保険」制度を活用するよう努めること。
- (2) 現場調査等の実施にあたり、日程等を事前に施設管理者及び調査職員と協議し支障のないよう行うこと。
- (3) 積算業務体制は、発注者の承諾を受けたものとする。
- (4) 市有施設の木造化または内装の木質化等（可能な限り広島県産）に努める。

10 遵守事項

- (1) 受注者は、建築基準法その他関係法令を遵守して業務を遂行しなければならない。

測量調査の内容（仕様）について

1 調査項目

- (1) 平面測量
- (2) 水準（高低）測量
- (3) 境界測量
- (4) 建築物・その他調査
- (5) 真北測量
- (6) 境界確定

2 調査仕様

以下の表に記載されていない調査内容（仕様）については、国土交通省官房官庁営繕部監修「敷地調査共通仕様書（令和4年改定）及び参考資料 令和5年版」による。

種別	項目	特記事項	
共通項目	1 現場作業条件	・ 近隣及び歩行者の安全と道の確保 ・ 報告書提出部数 2 部 (記録写真撮影を含む)	
	2 成果品その他		
敷地測量	1 平面測量	【範囲及び内容】	
		・ 敷地内	
		・ 隣地境界線から 10m、道路境界線の反対側から 10m	
		・ 現況道路 (道路幅員及び横断歩道並びにバス停位置)	
		・ 真北の測定	
	【成果品】		
	名称	縮尺	備考
	平面図	適宜	座標データ、C A Dデータ提出
	求積図	適宜	座標データ、C A Dデータ提出、※ 3
	断面図	適宜	※ 1、※ 2
		※ 1 敷地縦・横断測量は 10mメッシュとする。	
		※ 2 ※ 1 に合わせて敷地境界部断面測量 (擁壁等構造物)	
		※ 3 敷地求積は座標求積とする。	
2 水準 (高低) 測量	【範囲及び内容】		
	・ 敷地内		
	・ 隣地境界線から 10m、道路境界線の反対側から 10m		
	・ 現況道路		
	・ 方眼線 ※方向及び間隔は調査職員の指示による。		
	・ ベンチマークの高さ ※ベンチマークは調査職員の指示による。T P表示とすること。		
	・ 等高線 ※必要な場合のみ記載		
	【成果品】		
	・ 平面図に記載		
3 境界測量	【範囲及び内容】		
	・ 敷地及び関連外周道路の範囲		
		※境界確定が未了の場合は、現地協議により仮境界点を設定する	

		こと。 ・境界確定業務 【成果品】 ・境界図 ・外周道路境界確定図 ・公図・登記簿謄本 ・境界点座標リスト
建築物その他調査	1 建築物調査	【範囲】 ・敷地内既存建築物 ・隣地内及び前面道路の反対側にある敷地の建築物
	2 排水調査	【範囲】 ・敷地周辺の雨水側溝
	3 工作物及び立ち木調査	【範囲】 ・敷地内及び隣地境界線から10m（すべての工作物及び中高木が対象） ※工作物名称を記載すること。
	4 電気設備調査	【範囲及び内容】 ・敷地内外すべての電柱及び架空電線 ・テレビ電波障害の状況等の調査
	5 機械設備調査	【範囲及び内容】 ・敷地内及び敷地周辺 ・汚水・排水柵（柵天端及び柵底レベル）※T P 表とすること。 ・給水管位置及び管種
	6 地中埋設物	【範囲及び内容】 ・敷地内（浄化槽、オイルタンク、地中水槽、地下用水路など）